

事務連絡
令和4年11月21日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び事業の委託を受けた事業者において、「「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月5日付け子母発0805第1号母子保健課長通知別添）等を踏まえて、実施いただいているところです。今般、産後ケア事業を利用中の児の死亡事例が報告されていることから、事業者における、安全管理を推進いただくよう、下記のとおり依頼いたします。

なお、別添のとおり、都道府県、市町村及び特別区にも依頼していることを申し添えます。

記

1. 利用者の症状の急変時や事故発生時等の対応について

産後ケア事業の委託を受けた事業者においては、産後ケア事業を利用する母子の症状が急変したときや、事故が発生したとき等の対応について、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）」等の内容を、改めて確認いただくよう依頼する。

なお、市町村に対しては、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長連名通知）の「1. 事故が発生した場合の報告について」、「3. 報告の対象となる重大事故の範囲」及び「5. 報告期限」を参照した報告を依頼しているところであり、各事業所においては、市町村の体制整備にご協力願いたい。

（参考1）産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライ

ン（令和2年8月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf>

Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン

8 留意すべき点（抜粋）

④ 利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。また、利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい。

⑤（略）

⑥ 事業実施に当たり、事故時の報告・連絡・相談のルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておく。

※ ④～⑥については、委託先のみには任せるのではなく、市町村も対応することが望ましい。

（参考2）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h291110/jiko_houkoku.pdf

2. 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策及び窒息事故防止について

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気である。その予防法は確立していないものの、医学上の理由でうつぶせ寝が勧められる場合以外は、1歳になるまでは、寝かせる時に仰向けにすることで、その発症率が下がるとされているところ。産後ケア事業におけるSIDS対策及び窒息事故防止の推進のため、別添リーフレットの内容について適切に対応されたい。

（別添）乳幼児突然死症候群（SIDS）リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687166.pdf>